

【 環境科学センター職員のマスク着用について 】

- ・ 令和5年3月13日以降の環境科学センター職員の執務中のマスク着用については、次のとおりとしています。
 - 1 県民の皆様と接するとき
 - ・ 管理課窓口での対応の際は、原則としてマスクを着用します。
 - ・ 来庁された方と所内の執務室、会議室等で会議の際は、原則としてマスクは着用しません。ただし、来庁された方からマスクの着用を要請された場合や濃厚接触となる可能性が認められた場合などは、了解をいただいてマスクを着用します。
 - 2 庁舎内で業務を行うとき
 - ・ 原則としてマスクを着用しません。
ただし、万一職員が感染していた場合でも、他の職員が濃厚接触者とならないように、職員が相互に触れることのできる距離(1メートル程度)で、15分以上の接触を行う場合は、マスクを着用します。
 - 3 当所の公用車で出張するとき
 - ・ 万一職員が感染していた場合でも、同乗者が濃厚接触者とならないよう、乗車中はマスクを着用します。
- ・ 以上のマスク着用についての取組のほか、環境科学センターでは、引き続き、執務室内の換気や消毒などの職場の感染防止対策に取り組んでいきます。
また、職員一人ひとり、日常生活における基本的な感染防止対策にも取り組んでいきます。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止以外の理由、例えば風邪症状や花粉症対応のため、職員がマスクを着用する場合があります。

【 当所に来所される方へのお願い 】

- ・ 当所に来所される際のマスクの着用については、その方のご判断におまかせしますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、体調不良時に外出を控えることや、マスクの着用について、ご配慮をお願いします。

【 今後の当所の講座及び施設利用について 】

- ・ 今後の当所の講座及び施設利用については、取扱が決まり次第、別途ウェブサイト等でお知らせします。